参考資料

目 次

	頁
1 職員給与関係	
令和4年職員給与等実態調査の概要	1
第1表 職員の平均給与月額等	2
第2表 職員の適用給料表別職員数、平均給与月額等	3
第3表 職員の適用給料表別、最終学歴別、性別人員及び構成比	4
第4表 職員の扶養手当の支給状況	5
第 5 表 職員の管理職手当の支給状況	5
(1) 群馬県職員の給与に関する条例	. 5
(2) 群馬県公立学校職員の給与に関する条例	. 5
第6表 職員の単身赴任手当の支給状況	6
第7表 職員の住居手当の支給状況	6
第8表 職員の通勤手当の支給状況	6
第 9 表 職員の適用給料表別、級別、号給別人員	7
(1) 行政職給料表	. 7
(2) 公安職給料表	. 9
(3) 研究職給料表	12
(4) 医療職給料表	. 13
(7) 医療職給料表(一)	13
(イ) 医療職給料表(二)	14
(ウ) 医療職給料表(三)	15
(5) 福祉職給料表	• 17
(6) 高等学校等教育職給料表	· 18
(7) 小学校中学校教育職給料表	19
(8) 栄養職給料表	21
(9) 事務職給料表	• 22
第 10 表 再任用職員の適用給料表別、級別人員	
(1) フルタイム勤務職員	• 23
(2) 短時間勤務職員	. 23

2 民間給与関係

	令和4年職	:種別民間給与実態調査の概要	24
	第 11 表	産業別、企業規模別調査事業所数	25
	第 12 表	民間における職種別、学歴別、企業規模別初任給	25
	第 13 表	民間における職種別給与額等	26
	第 14 表	職員給与と民間給与との比較における役職の対応関係	28
	第 15 表	民間における初任給の改定状況	29
	第 16 表	民間における給与改定の状況	29
	第 17 表	民間における定期昇給の実施状況	29
	第 18 表	民間における家族手当の支給状況	30
	第 19 表	民間における在宅勤務関連手当の支給状況	30
	第 20 表	民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	30
	第 21 表	民間における賞与等の支給状況	31
	第 22 表	民間における定年制の状況	31
	第 23 表	定年年齢を 60 歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理	
	佳	とした給与減額の状況	31
	第 24 表	定年年齢を 60 歳から引き上げた事業所のうち、60 歳で給与を減額	
	L	ている事業所における 60 歳を超える従業員の年間給与水準	31
3	生計費関	1係	
	生計費の概	要	32
	第 25 表	費目別、世帯人員別標準生計費	33
4	労働経済	関係	
	第 26 表	労働経済指標	34
5]告等の概要	
	(1) 給与勧	告の骨子	36
	(2) 公務員	人事管理に関する報告の骨子	38

1 職員給与関係

令和4年職員給与等実熊調査の概要

今回の報告の基礎となった本委員会の職員給与等実態調査の概要は、次のとおりである。

(1) 調査の目的

この調査は、群馬県職員の給与に関する条例(昭和 26 年群馬県条例第 55 号)、群馬県公立学校職員の給与に関する条例(昭和 31 年群馬県条例第 41 号)、群馬県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成 13 年群馬県条例第 8 号)及び群馬県一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成 14 年群馬県条例第 62 号)(以下「職員給与条例等」という。)の適用を受ける職員の給与等の実態を把握し、人事行政の基礎資料を得ることを目的とする。

(2) 根拠法規

地方公務員法(昭和25年法律第261号)第8条第1項第1号及び第2号

(3) 調査対象

職員給与条例等の適用を受ける群馬県の職員及び県費負担教職員(群馬県市町村立学校の教職員で、市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)に基づき、群馬県がその給与等を負担するものをいう。)(休職者、派遣職員、育児休業中の職員、育児短時間勤務職員、自己啓発等休業中の職員、臨時的に任用されている職員等を除く。)で令和4年4月1日に在職するもの

(4) 調査時期

令和4年4月1日現在

(5) 調査事項

- ① 令和4年4月1日に在籍する者
 - ア 職員の経歴等に関する事項
 - (ア)職名又は階級名 (イ)性別 (ウ)年齢 (エ)学歴 (オ)経験年数
 - イ 諸手当等に関する事項
 - (ア)給料月額 (イ)給料の調整額 (ウ)教職調整額 (エ)地域手当 (オ)扶養手当
 - (力) 管理職手当 (大) 初任給調整手当 (力) 住居手当 (力) 通勤手当
 - (1) 単身赴任手当 (+) 特殊勤務手当
 - (シ) 特地勤務(へき地) 手当(準ずる手当を含む。) (ス) 農林漁業普及指導手当
 - (t) 義務教育等教員特別手当 (y) 定時制通信教育手当 (β) 産業教育手当 ウ その他
 - (7) 扶養親族 (イ) 管理職手当の受給者 (ウ) 住居の種類 (エ) 通勤方法
 - (オ) 単身赴任手当の受給者
- ② 令和4年4月1日に在籍する再任用職員

第1表 職員の平均給与月額等

職員区分	職員数	平均年齢	平均経験 年 数	給 料	地域手当	扶養手当	その他手	計	対前年比
	人	歳	年	円	円	円	円	円	円
県 職 員	11, 584	42. 2	20. 2	347, 833	9, 401	10, 303	13, 372	380, 909	△ 1,324
市町村立学校職員	8, 654	42. 9	20. 4	366, 236	9, 472	7, 216	16, 541	399, 465	△ 519
合 計	20, 238	42. 5	20. 3	355, 702	9, 431	8, 983	14, 727	388, 843	△ 1,058
うち一般 行政職員	4, 704	43. 5	21.6	337, 010	9, 211	8, 758	15, 323	370, 302	△ 2, 415

- (注) 1 「県職員」とは、知事部局(労働委員会事務局を含む。)、議会事務局、人事委員会事務局、選挙管理委員会、監査委員事務局、警察本部、教育委員会事務局及び県立学校を含む教育機関等の職員(技能労務職員は除く。)をいう(第3表までにおいて同じ。)。
 - 2 「市町村立学校職員」とは、県費負担教職員(群馬県市町村立学校の教職員で、市町村立学校職員給 与負担法(昭和23年法律第135号)に基づき、群馬県がその給与等を負担するものをいう。)をいう(第 3表までにおいて同じ。)。
 - 3 「一般行政職員」とは、行政職給料表又は事務職給料表の適用を受ける職員(本年度の新規学卒の採用者を除く。)をいう。
 - 4 年齢は、令和4年4月1日現在における満年齢による(次表において同じ。)。
 - 5 経験年数は、令和4年4月1日現在における「修学年数調整後の経験年数」の合計月数による(次表において同じ。)。
 - 6 給料には、給料の調整額及び教職調整額を含む。
 - 7 その他手当は、管理職手当、初任給調整手当、住居手当、単身赴任手当(基礎額)、義務教育等教員 特別手当、寒冷地手当、特地勤務手当等である(次表において同じ。)。
 - 8 再任用職員は含まれていない(第9表までにおいて同じ。)。

第2表 職員の適用給料表別職員数、平均給与月額等

$\overline{}$	$\overline{}$	区	分	職	員	数		平 均	給		料					平 均
給	科表		<i>"</i>	男	女	計	平均年齢	-経 数	給 料 月 額	給料の 調整額	教 職調整額	地域手当	扶 養 手 当	その他手当	計	夫 養 親族数
				人	人	人	歳	年	円	円	円	円	円	円	円	人
	行政日	職給	斗表	3, 036	1, 128	4, 164	43. 1	21. 0	334, 432	637	_	9, 237	9, 135	16, 020	369, 461	0. 9
	公安」	職給೫	\$ 表	3, 014	301	3, 315	38. 2	17 0	325, 107	30	_	8, 614	12, 878	6 457	353, 086	1. 3
県				,		,						·	-			
	研究月	職給	斗 表	206	64	270	43. 3	20. 3	345, 594	2, 494	_	9, 144	9, 093	15, 139	381, 464	0. 9
	医療!	職給制	料表)	16	8	24	42. 4	18. 1	419, 817	11, 721	_	75, 629	5, 729	272, 865	785, 761	0. 7
	医療」	職給制	料 表)	75	70	145	41. 5	18. 0	322, 174	9, 122	_	8, 674	6, 317	21, 903	368, 190	0. 6
職	医療具		料表						·	Í		Í	Í			
	(<u> </u>)	7	62	69	38. 4	15. 2	304, 309	554	_	7, 896	2, 899	14, 141	329, 799	0. 2
	福祉月	職給	料 表	26	23	49	39. 5	17. 0	306, 647	34, 790	_	8, 838	11, 061	7, 784	369, 120	1.0
	高等教育!			2, 042	1, 218	3, 260	45. 1	22. 6	373, 737	3, 213	13, 860	10, 120	10, 138	14, 782	425, 850	1. 0
員	栄養耳	職給	斜表	1	2	3	46, 6	24.8	357, 567	0	1	8, 939	0	511	367, 017	0. 0
		m4h &A 1	nl +	150	105	205	41.0			0		Í	4 400	10.007	,	
	事務日	100 110 110 110 110 110 110 110 110 110	斗 衣	150	135	285	41.8	20. 8	319, 243	0		8, 217	4, 628	12, 037	344, 125	0.4
市	高等教育			23	48	71	45. 3	22. 6	385, 948	11, 022	14, 386	10, 592	8, 894	12, 612	443, 454	0. 9
町村立	小学村 教育!			3, 782	4, 397	8, 179	42. 9	20.3	354, 583	954	12, 226	9, 519	7, 312	17, 118	401, 712	0. 7
学校				·								·				
職員	栄養	職給	斗表	2	31	33	46. 5	24. 1	356, 927	0	_	9, 055	5, 303	3, 185	374, 470	0. 5
	事務日	職給	斗表	168	203	371	42. 2	21.6	324, 770	0	_	8, 246	4, 956	5, 791	343, 763	0. 5
全	給	料	表	12, 548	7, 690	20, 238	42. 5	20. 3	347, 202	1, 276	7, 224	9, 431	8, 983	14, 727	388, 843	0. 9

⁽注) 1 第一号任期付研究員給料表、第二号任期付研究員給料表及び特定任期付職員給料表の適用を受ける職員はいない(以下 同じ。)。 2 「一」は、制度上支給されないことを示す。

第3表 職員の適用給料表別、最終学歴別、性別人員及び構成比

		\	_	区	分	1	H	最 終	学	歴 3	」 人	員及	支 び	構	成 比	性別	人員及	及び構	成比
給	料	表		_		,		大	文 卒	短 ナ	文卒	高	交 卒	中台	学 卒	· ·	男	1	, T
						人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
	行	政	職	給	料 表	4, 164	100.0	3, 215	77. 2	426	10. 2	520	12. 5	3	0. 1	3, 036	72. 9	1, 128	27. 1
	公	安	職	給	料 表	3, 315	100.0	2,005	60. 5	60	1.8	1, 247	37. 6	3	0. 1	3, 014	90. 9	301	9. 1
県		究	部	給	料 表	270	100.0	243	90. 0	20	7.4	7	2. 6	0	0.0	206	76. 3	64	23. 7
	191	/	1974	/IH	11 2	210	100.0	210	50.0	20			2.0		0.0	200	10.0	01	20.1
	医乳	療職	給料	斗表	(-)	24	100. 0	24	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	16	66. 7	8	33. 3
	医别	療職	給料	斗表	(<u>_</u>)	145	100.0	132	91.0	13	9. 0	0	0.0	0	0.0	75	51. 7	70	48. 3
職																			
	医	療職	給制	斗表	(三)	69	100.0	68	98. 6	1	1. 4	0	0.0	0	0.0	7	10. 1	62	89. 9
	400	4.1	n/d/s		\r(1 ±	40	100.0	40	05.7	_	10.0	0				0.0	50.1	20	46.0
	伷	4上	뱫	稻	料 表	49	100.0	42	85. 7	5	10. 2	2	4. 1	0	0.0	26	53. 1	23	46. 9
	高教	等 育	当 職	之 給	交 等 料 表		100.0	3, 157	96. 8	70	2. 1	33	1.0	0	0.0	2,042	62. 6	1, 218	37. 4
員				.,,,		0,200	100,0	3, 23,	0010	, ,			1,0		0,0	2, 12	011	1, 210	3,1,1
貝		養	職	給	料 表	3	100.0	2	66. 7	1	33. 3	0	0.0	0	0.0	1	33. 3	2	66. 7
	事	務	職	給	料 表	285	100.0	122	42.8	75	26. 3	87	30. 5	1	0.4	150	52. 6	135	47. 4
	高	等		色木	交 等														
市	教	育	職	給	料 表	71	100.0	71	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	23	32. 4	48	67. 6
町村立	小粉	学	校職	中給	学校	8, 179	100.0	8, 001	97.8	178	2. 2	0	0.0	0	0.0	3, 782	46. 2	4, 397	E2 0
学校	40	Ħ	相以	小口	11 X	0,179	100.0	0,001	91.0	170	4. 4	U	0.0	0	0.0	3, 102	40. 2	4, 397	53. 8
職員	栄	養	職	給	学 校 料 表 料 表	33	100.0	23	69. 7	10	30. 3	0	0.0	0	0.0	2	6. 1	31	93. 9
	事	務	職	給	料 表	371	100.0	129	34. 8	113	30. 5	129	34. 8	0	0.0	168	45. 3	203	54. 7
	合 *\				計	20, 238	•	17,234	85. 2	972	4.8	2, 025	10.0	7	0.0	12, 548	62.0	7, 690	38.0

⁽注) 1 大学卒には修士課程及び博士課程修了者を、短大卒には高等専門学校卒業者を含む。

² 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が計と一致しない場合がある。

第4表 職員の扶養手当の支給状況

区			職	锺	計	一般職員	警察職員	教育職員
	受	給	者		人 8, 623	人 2,234	人 1,951	人 4, 438
1.1.	西己	偶	者		3, 847	997	1, 204	1,646
扶養親	_	子			13, 320	3, 233	3, 185	6, 902
親	うち特定	E期間にあ	る者		4, 092	1, 166	567	2, 359
族数	父	母	等		500	162	35	303
<i>></i>		計			17, 667	4, 392	4, 424	8, 851
	手当受 平均	給者1人当 7扶養親族	áたり 数		2.0	2.0	2. 3	2.0
	手当受 平:	給者1人当 均手当月額	áたり 頁		円 21, 083	円 20, 422	円 21, 881	円 21, 064

- (注) 1 「一般職員」とは、警察職員又は教育職員以外の職員をいう(第7表及び第8表において同じ。)。
 - じ。)。 2 「警察職員」とは、公安職給料表の適用を受ける職員をいう(第5表(1)の表、第7表及 び第8表において同じ。)。
 - 3 「教育職員」とは、高等学校等教育職給料表又は小学校中学校教育職給料表の適用を受ける職員をいう(第5表(2)の表、第7表及び第8表において同じ。)。
 - 4 「特定期間」とは、満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間をいう。
 - 5 「扶養親族」とは、扶養手当の支給対象となっているものをいう。

第5表 職員の管理職手当の支給状況

(1) 群馬県職員の給与に関する条例

区分		職種	計	一般職員	警察職員
受	給	者	人 820	人 747	人 73
1種			15	15	0
2種			31	19	12
3種			0	0	0
4種			39	28	11
5種			154	104	50
6種			216	216	0
7種			113	113	0
8種			252	252	0
9種			0	0	0
手当受; 平:	給者1人当 均手当月額	たり	円 68, 295	円 66, 263	円 89, 093

(注) 「一般職員」とは、警察職員以外の職員をいう。

(2) 群馬県公立学校職員の給与に関する条例

区	一 職 種 分	計	一般職員	教育職員
	受 給 者	人 1, 190	人 31	人 1, 159
	特種	4	0	4
	1 種	53	0	53
	2種	159	0	159
	3種	535	12	523
	4種	392	19	373
	5種	47	0	47
	手当受給者1人当たり 平均手当月額	円 51, 285	円 45, 803	円 51, 431

(注) 「一般職員」とは、教育職員以外の学校職員をいう。

第6表 職員の単身赴任手当の支給状況

区分	職員の住居と	配偶者の住居との		手当受給者	
\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	100km未満	100km以上	500km以上	受給者計	1人当たり
	TUUKIII不何	300km未満	700km未満		平均手当月額
	人	人	人	人	円
受給者	77	9	2	88	31, 364

⁽注) 300km以上500km未満、700km以上の区分については、受給者が0人である。

第7表 職員の住居手当の支給状況

X	職 種 : 分	計	一般職員	警察職員	教育職員	
	受 給 者	人 3, 822	人 1,119	人 459	人 2, 244	
	手当月額11,000円以下の 受給者	13	1	0	12	
	手当月額11,100円以上 27,000円未満の受給者	1, 586	479	222	885	
	手当月額27,000円の受給者	2, 223	639	237	1, 347	
	当受給者1人 たり平均手当月額	円 25, 441	円 25, 301	円 25, 159	円 25, 568	
	配偶者の居住する借家・借間	受約	合者	手当受給者1人当たり 平均手当月額		
	出版化 ジルロ はょる 1日本・1日間		人 3		円 14, 000	

第8表 職員の通勤手当の支給状況

×		職種	計	一般職員	警察職員	教育職員
	受 給	者	人 18, 873	人 5,004	人 2,834	人 11, 035
	交通機関等のみを使	用する者	436	388	23	25
	交通用具のみを使用	する者	18, 105	4, 426	2,749	10, 930
	交通機関等と交通用	月を併用する者	332	190	62	80
	手当受給者 1 <i>)</i> 平均手当月		円 8, 049	円 9,588	円 8, 694	円 7, 185

第9表 職員の適用給料表別、級別、号給別人員

1	- 級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
64	61									
64	62 63	2		11	31	11 25	19			
67	64	1	2	16	21	20	33			
67	65	1		2	21	21	19			
68	66 67	1	1	5 6	13 12	29 30	23			
70	68	1		11	19	34	40			
75 1 1 6 6 25 12 77 2 2 2 26 13 79 2 2 2 247 6 80 1 2 5 43 3 81 3 5 32 11 82 1 4 2 23 2 83 1 3 1 45 6 84 4 1 35 1 8 84 4 1 35 1 8 86 7 1 17 17 7 17 17 8 1 4 2 23 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 11 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10	69		,	1	9	34	22			
75 1 1 6 6 25 12 77 2 2 2 26 13 79 2 2 2 247 6 80 1 2 5 43 3 81 3 5 32 11 82 1 4 2 23 2 83 1 3 1 45 6 84 4 1 35 1 1 85 1 4 2 23 2 86 7 1 17 17 17 87 3 1 24 88 8 1 24 88 8 1 24 28 88 8 1 23 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	70 71	1	1	9	8 8	27 43	24 14			
75 1 1 6 6 25 12 77 2 2 2 26 13 79 2 2 2 247 6 80 1 2 5 43 3 81 3 5 32 11 82 1 4 2 23 2 83 1 3 1 45 6 84 4 1 35 1 1 85 1 4 2 23 2 86 7 1 17 17 17 87 3 1 24 88 8 1 24 88 8 1 24 28 88 8 1 23 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	72			7	9	37	26			
75 1 1 6 6 25 12 77 2 2 2 26 13 79 2 2 2 247 6 80 1 2 5 43 3 81 3 5 32 11 82 1 4 2 23 2 83 1 3 1 45 6 84 4 1 35 1 1 85 1 4 2 23 2 86 7 1 17 17 17 87 3 1 24 88 8 1 24 88 8 1 24 28 88 8 1 23 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	73 74	1	0	3	5		18			
76	74 75	1	۷	3 4	ა	29	20 15			
79 2 2 2 4 6 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 1 4 2 23 2 6 6 8 8 4 4 1 35 1 4 2 23 10	76	1	1	6	6	25	12			
79 2 2 2 4 6 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 1 4 2 23 2 6 6 8 8 4 4 1 35 1 4 2 23 10		1		2	2		13			
81 3 5 32 11 82 1 4 2 23 2 83 1 3 1 45 6 84 4 1 35 1 85 1 4 2 23 10 86 7 1 17 87 3 1 24 88 5 28 89 4 1 30 90 4 1 23 91 2 2 2 29 92 5 1 12 93 7 16 175 94 95 3 96 1 97 9 5 100 3 101 1 102 4 103 1 104 1 105 2 106 2 107 1 108 1 109 2 113 11 114 11 115 116 117 118 119 2 20 2	79		2	2	2	47	6			
82 1 4 2 23 2 83 1 3 1 45 6 85 1 4 2 23 10 86 7 1 17 87 3 1 24 88 5 28 89 4 1 23 91 2 2 29 92 5 1 12 93 7 16 175 94 95 3 96 1 1 97 9 5 99 5 1 100 3 1 101 1 1 102 4 1 103 1 4 104 1 1 105 2 2 106 2 2 107 1 1 108 1 2 110 1 1 115 1 2 116 117 118 119 120 121 122 123	80		1	2	5	43	3			
84 4 1 35 1 86 7 1 17 87 3 1 24 88 5 28 89 4 1 30 90 4 1 23 91 2 2 29 92 5 1 12 93 7 16 175 94 4 95 3 99 5 96 1 175 97 1 1 98 99 5 99 5 9 100 3 1 101 10 1 102 4 1 103 1 4 106 2 1 107 1 1 108 1 1 109 2 1 111 2 1 117 118 1 119 120 1 120 121 1 122 123 1	81 82	1		3 4	5 21		11 2			
85 1 4 2 23 10 87 1 17 17 88 5 28 89 4 1 30 90 4 1 23 91 2 2 29 92 5 1 12 93 7 16 175 94 95 3 96 1 1 97 98 5 99 5 100 3 101 1 102 4 103 1 104 1 105 2 106 2 107 1 108 1 109 2 110 2 111 2 112 3 113 11 114 115 116 117 118 119 120 120 121 120 122 123	83		1	3		45				
86 7 1 17 88 5 28 89 4 1 30 90 4 1 23 91 2 2 29 92 5 1 12 93 7 16 175 94 4 95 3 99 98 5 99 99 5 5 100 3 1 102 4 1 103 1 4 104 1 1 105 2 1 106 2 1 107 1 1 108 1 1 109 2 1 110 2 1 111 2 1 112 3 11 113 11 11 116 117 1 118 119 1 120 121 122 123 1 1	84		1	4	1	35	10			
87 3 1 24 88 5 28 89 4 1 30 90 4 1 23 91 2 2 29 92 5 1 12 93 7 16 175 96 1 97 98 99 5 3 100 3 5 101 1 1 102 4 1 103 1 4 104 1 1 105 2 1 106 2 1 107 1 1 108 1 1 109 2 1 111 112 3 112 3 11 118 119 120 121 120 121 122 123 1		1	1	7	1		10			
89 4 1 30 90 4 1 23 91 2 2 29 92 5 1 12 93 4 4 175 94 4 4 175 95 96 1 175 98 99 5 9 100 3 1 1 101 102 4 1 1 103 1 4 1 1 105 2 2 1 1 106 2 2 1 1 107 1 2 1 1 108 1 2 1 110 2 1 1 1 111 2 1 1 1 111 11 2 1 1 111 11 2 1 1 111 11 1 1 1 111 11 1 1 1 110 1 1 1 1 111 11 1 1 1 110 1 1 1 <td>87</td> <td>1</td> <td></td> <td>3</td> <td></td> <td>24</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td>	87	1		3		24				
90 91 92 5 1 12 93 94 95 96 91 97 98 99 100 101 102 103 104 105 106 107 108 109 110 110 12 110 110 12 111 12 112 113 114 115 116 117 118 119 120 121 122 123				5	1	28				
94 95 96 97 98 99 5 5 99 100 11 11 11 102 113 114 115 116 116 117 118 119 120 121 122 123	90	1		4	1	23				
94 95 96 97 98 99 5 5 99 100 11 11 11 102 113 114 115 116 116 117 118 119 120 121 122 123	91	1		2	2	29				
94 95 96 97 98 99 5 5 99 100 11 11 11 102 113 114 115 116 116 117 118 119 120 121 122 123	93			7		175				
96 97 98 99 100 3 101 102 4 11 103 104 11 105 106 2 107 108 11 109 110 2 111 2 112 113 114 115 116 117 118 119 120 121 122 123	94						ı			
97 98 99 100 3 101 102 103 1 4 104 11 105 106 107 1 1 108 119 110 111 12 111 114 115 116 117 118 119 120 121 122 123	95 96									
100	97	,								
100	98			5						
101 102 103 1 104 1 105 2 106 2 107 1 108 1 109 2 110 2 111 2 112 3 113 11 114 115 116 117 118 119 120 121 122 123	100			3						
103 1 4 105 2 106 2 107 1 108 1 109 2 110 2 111 2 112 3 113 11 114 115 116 117 118 119 120 121 121 122 123 123	101			1						
105 106 107 108 109 110 111 112 113 114 115 116 117 118 119 120 121 122 123	102 103		1	4						
105 106 107 108 109 110 111 112 113 114 115 116 117 118 119 120 121 122 123	104			1						
109 110 111 112 113 114 115 116 117 118 119 120 121 122 123	105			2						
109 110 111 112 113 114 115 116 117 118 119 120 121 122 123	106			2 1						
114 115 116 117 118 119 120 121 122 123	108			1						
114 115 116 117 118 119 120 121 122 123				2						
114 115 116 117 118 119 120 121 122 123	111			2						
114 115 116 117 118 119 120 121 122 123	112			3						
115 116 117 118 119 120 121 122 123	113			11						
118 119 120 121 122 123	115									
118 119 120 121 122 123	116									
119 120 121 122 123	118									
122 123	119									
122 123	120									
123 124 125	122									
125	123									
	125									
計 421 464 963 423 1,084 598 166 26 合計 4	計	421	464	963	423	1,084	598	166	26	19 4, 164

⁽注) 各級内の太実線は、当該級の最高号給の位置を示し、該当人員0の場合は、空欄とした(第9表 の各表において同じ。)。

(2) 公安職給料表

(警察官に適用) (単位:人)

_(警察官に	.適用)								(単位:人)
級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
1									
2 3									
3									
<u>4</u> 5									
5									
6									
6 7									
8	25								
9									
10									
11	6								
12	28								
13	1								
14	7								
15	10								
16	22								
17	1								
18	10								
19	8								
20	23								
21	2								
22	7								
23	7								
24	59								
25	4								
26	12								
27	15	4							
28	62	43							
29	3								
30	15	11							1
31	9	8							
32	53	35		1					4 5 3 3
33	8	4							3
34	21	19							3
35	10	8	1						1
36	11	41	•						-
37	2	1							2
38	2	26	6						2 2
39	3	12	6						1
40	6	43	6 8						1
41	4	5	8	2.					
42			8	2 2					1
42 43	3	8	8						1
44	1 3 2 2	19 8 22 9	10	1				4	
44 45	2	9	11	2				2	
46	4	24	15	1				1	
46 47		24 7	10	1 2	2			1	
48		16	15		2 11			2	
48 49		16 6	9	2	9				
50		10	20		17			1 2 1	
51	1	8	25	1 5	2			1	
50 51 52 53		8 18 9	31		17 2 13			4	
53	1	9	31	1	15		1	1	
54		19	18	2	23		4		
54 55		10	21	5	4		1	4	
56		15	14	2 5 5	4 17	6	6	2	
56 57		10 15 6 17	24	5	17	2.	5	4 2 3	
58		17	32	6	15	2 3	9		
59		9	29	11	15 7		3	1 3 2	
59 60		2 1	19	10	6	1 2	5	9	
- 00	l .	1	13	10			J	4	

粉	1	2	3	4	5	6	7	8	9
61 62			20 18	20 18	13 16	2 7	1 3	6	
63			25	26	10	2	2		
64 65		1	31 12	25 23	16 8	7 2	3		
66		1 1	20	23 18	13	5	1 1		
67		1	25	22	15	4	1		
68 69		2	22 16	16 13	14 11	4 2	1		
70			18	17	20	1	1		
71 72			16 21	9 20	6 17	3 3			
73			16	19	14	4			
74 75			19 16	23 15	16 6	3 3	1		
76			20	18	12	5			
77 78			23 23	13 17	6 10	4 5			
79			17	10	10	1			
80 81			25 19	8 6	9	1 5			
82			13	9	9	1			
83			3	7	7	4			
84 85			5 1	12	14 6	1			
86			2	8	7			1	
87 88			2	2 3	4 7	3 3			
89			2	3	5	3			
90 91			2 2 2	5 4	9	3			
92			J	4	4 5				
93 94				4	1 9	22			
95			1	2 3	2 8				
96 97			1 5	1 2	8 119				
98			J	4	113	,			
99			1	5					
100 101			1 2	1 3					
102				3					
103 104			1	თ თ ფ 6					
105			1	4					
106 107			1	1 3					
108			1	1					
109 110			1	3 3 2 2 3 2 2					
111			1	2					
112 113			1	2					
114				3 2					
115			ء ا	2					
116 117			1	4					
118			1	2					
119 120				4 2 2 2					
121									
122 123			1	4 3 4 2					
123 124			1	2					

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
125				43					
126			1						
127									
128									
129									
130									
131			1 2						
132			2						
133			1						
134									
135									
136			1						
137									
138			2 2 1						
139			2						
140									
141			12						
142									
143									
144									
145		1							
計	470	492	878	613	625	127	47	40	
								合 計	3, 315

(3) 研究職給料表 (試験場、研究所等に勤務し、試験研究又は調査研究に従事する職員に適用)

(単位:人)

・		(, ₁) () () (11 (-3/1)	7 C \ F W	かくり フロン	I O HIN HA. H	// /L(C //	と手りる利	東央で歴	/ 11 /		(+	1位:八)
1	級	1	2	3	4	5		級	1	2	3	4	5
Company													
4	$\frac{1}{2}$							62				5	
4	3							63		2			
56 66 2 4 1 66 67 3 3 1 1 67 3 3 1 1 68 4 2 3 1 2 2 1 1 2 2 1 1 1 </td <td>4</td> <td></td> <td>2</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>64</td> <td></td> <td>5</td> <td></td> <td>2</td> <td></td>	4		2					64		5		2	
66 7 1 3 4 1 1 66 2 4 1	5							65			3	2	
S	6							66		2		1	
99	7										3	1	
10	8	1	3					68			2		
11			4								5		
12	10		1					70		ა ე		1	
13 14 1 15 73 1 2 1 16 3 1 76 3 1 1 76 3 1 1 77 1 1 77 1 1 77 1 1 78 2 2 2 2 2 2 2 2 1 80 4 4 4 1 4	11		1					72		2		1	
144 1 1 74 1 3 16 3 1 76 3 1 17 78 2 2 1 18 79 1 1 20 2 5 80 4 21 80 4 1 22 80 4 1 23 1 88 4 4 24 1 1 86 1 25 1 86 1 3 26 1 88 2 7 28 3 1 88 2 7 29 2 2 90 2 31 1 2 99 2 33 1 92 2 33 1 99 2 33 1 1 99 1 40 4 1 100 1 44 4 100 1 1 42 1 1 100 1 44 1 100 1 1 40 4 1 100 1 48 8 <t< td=""><td>13</td><td></td><td>- 1</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>73</td><td></td><td>J</td><td>2</td><td>1</td><td></td></t<>	13		- 1					73		J	2	1	
15			1							1	_		
16	15		_					75			3		
17		3	1					76		3			
19													
20	18							78			2		
State													
Section Sect		2	5										
23	21							81 81					
24	22 23							04 83					
Section Sect		1	1							4			
26	25	1						85					
27			1							1			
28	27					1		87		1	3		
30	28		3					88		2	7		
32						2					23		
32	30	2				2				2			
93	31					2							
34			1							1			
35			1										
36	35							95					
37	36		1							2			
38	37		1					97					
40	38							98					
41			1					99		1			
42										1			
43	41		1	3				101					
44				1									
45 46 47 48 8 2 105 106 107 1 108 109 110 109 110													
46	45							104					
47													
48					1					1			
110	48		8		2			108					
51 1 1 1 52 2 2 2 53 3 2 54 1 2 1 55 2 5 56 4 1 1 57 1 1 117 58 3 118 59 1 119 60 3 2 2 121 115 102 36 8	49			1	3			109					
52	50												
53 3 2 54 1 2 1 55 2 5 56 4 1 1 57 1 1 116 58 3 118 59 1 119 60 3 2 2 121 115 102 36 8			1		1								
54 1 2 1 55 2 5 56 4 1 1 57 1 1 116 58 3 118 59 1 119 60 3 2 2 121 115 102 36 8	52		2	2	2			112					
57 1 1 58 3 59 1 60 3 2 2 1 120 121 計 9 115 102 36 8			4	3									
57 1 1 58 3 59 1 60 3 2 2 1 120 121 計 9 115 102 36 8	54 55		1 o	2	1								
57 1 1 58 3 59 1 60 3 2 2 1 120 121 計 9 115 102 36 8			Δ Λ	5 1	1								
58 3 59 1 60 3 2 2 118 119 120 121 計 9 15 102 36 8	57		4					117					
59			3		1								
60 3 2 2 120 121 121 121 121 136 8					1								
121			3	2	2			120					
計 9 115 102 36 8 合計 270					· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			121					
<u> </u> 合 計 270								計	9	$11\overline{5}$	102		8
												台 計	270

(4) 医療職給料表

(ア) 医療職給料表 (一) (保健福祉事務所等に勤務する<u>医師及び歯科医</u>師に適用)

(保健福	祉事務所等	等に勤務す	トる医師及	び歯科医
級	1	2	3	4
号給 1				
2				
2 3				
<u>4</u> 5				
6				
7	4			
8	4			
10				
11				
12 13	5			
13				
14 15				
15				
16 17				
18		1		
19		1		
20 21				
22		1		
23				
24				
25 26				
27				
28				
28 29				
30				
31				
32 33				
33				
34 35				
36				
37		1		
38				
39				
40				
41			1	
42 43				
43 44				
45				
46				
47				
48				
49				
50				
51 52		1		
53				
54				
55				
56				
57				
58				
59			1	
60				

用)			(単位:人)
~ 級	1	2	3	4
号給				
61 62				
62 63				
64				
65				1
66				1
67				
68				
69				
70				
71				
72				
73				
74				
75				
76 77				
78				
79				
80			1	
81				
82				
83			1	
84				
85				
86				
87				
88				
89			6	
90				
91				
92				
93				
94				
95				
96				
97	_			
計	9	4	10	1
			合 計	24

(イ) 医療職給料表 (二)

 (保健福祉事務所等に勤務する獣医師、薬剤師、栄養士等に適用)

 級
 1
 2
 3
 4
 5
 特5
 6
 7

養:	士等に	適用)					(単位	: 人)
	級 号給	1	2	3	4	5	特5	6	7
	61			1		1		1	
	62			1				1	
	63				1				
	64					1		2	
	65 cc						1	2	
	66 67						1	1	
	68				1	1			
	69				1	1		3	
	70							_	
	71						1	1	
	72							1	
	73			1				2	
	74								
	75				1		1		
	76						0		
	77 78						2		
	79								
	80			1	1		2		
	81			1			1		
	82						1		
	83						3		
	84								
	85				i		2		
	86						0		
	87						2		
	88 89						1		
	90				1		1		
	91				1				
	92						1		
	93						10		
	94								
	95								
	96								
	97 98								
	99								
	100								
	101								
	102								
	103								
	104								
	105								
	106								
	107								
	108 109								
	110								
	111								
	112								
	113								
	計	0	44	27	6	14	28	24	2
								合計	145

級 号給	1	2	3	4	5	特 5	6	7
1 2 3 4 5 6 7 8								
3								
4		4						
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12 13		2						
13								
14 15								
16								
17								
18								
19								
20		1						
21								
22		1						
23								
24 25		4						
25		1						
26								
27								
28		9						1 1
29								1
30		1						
31		1	0					
32		4	2					
33		0						
34 35		2						
36		2 2 1	9					
37		1	2 1					
38		6	1					
39		1						
40		1	1					
41			-					
42		1	2					
43		2						
44			5					
45			1					
46								
47								
48								
49			1					
50		1			2			
51 52			4		4		1	
52 53			4 1		1 1		1	
54			1		1		2	
55 55							3	
56			2		2 2		3 1	
57					1		1	
58					1		3	
59							J	
60			1	1	1			
						l .		

(ウ) 医療職給料表(三)

(保健福祉事務所等に勤務する保健師、看護師等に適用)

(単位:人)

~ 級					_	11-to -		_
号給	1	2	3	4	5	特 5	6	7
121								
122								
123								
124								
125								
126								
127								
128								
129								
130								
131								
132								
133								
134								
135								
136								
137								
138								
139								
140								
141								
141								
143								
144 145								
146								
147								
148								
149								
150								
151								
152 153								
154 155								
156								
157								
158								
159								
160								
161								
162								
163								
164								
165								
166								
167								
168								
169	0	0.1	10	1	0	1.0	7	^
計	0	31	12	1	2	16	7 △⇒L	0
							合計	69

(5) 福祉職給料表

級合	1	2	3	4	5	6	育等に従事する 級 号給	1	2	3	4	5	<u> </u>
						<u> </u>	方紀 81						
							82		1	1			
							83		1				
							84						
							85						
							86				1		
							87						
							88 89		1		1		
							90						
							91						
							92						
							93		1				
							94						
							95						
		1					96						
							97						
							98						
							99						
	1						100						
							101						
						1	102						
		1				1	103						
-	2					 	104 105						
						1	105						
							106						
	2						108						
	2						109						
							110						
	1						111						
	1						112						
							113						
							114						
							115						
							116						
							117						
		1					118						
							119						
	1	1					120						
		1					121						
	1	1					122 123						
	1						123						
							125						
							126						
							127						
		2					128						
		1					129						
				1			130						
				1 1			131						
							132						
ſ	Ţ]		[I	133						
						1	134						
				1	1	1	135						
		1			-	1	136						
				1	1		137						
		.				1	138						
		1				1	139						
						 	140 141						
						 	142						
					1		143						
			1		1		143						
				1		1	145						
						I	146						
							147						
		1	<u> </u>		<u> </u>		148						
		1					149						
						I	150						
							151						
		2				1	152						
							153						
			1]			計	9	21	6	10	3	ļ
			_	1 1			ĺ					合 計	
4		2	2	1		ł							
						+							
		1		1		1							
					1	1	ī						

(6) 高等学校等教育職給料表

(高等学校等に勤務する校長、副校長、教頭、教諭、養護教諭、実習助手等に適用)

	手等に適	用)		(単位:人)
- 級 号給	1	2	3	4
81	1	6	21	
82 83	5 2	13 6		
84	2	9		
85		25		
86	1	17		
87 88	1	19 15		
89	2	29		
90	2	7		
91	1	17		
92	1	22		
93 94	1	28 14		
95	1	22		
96	1	10		
97		32		
98 99	2	9 22		
100	1	8		
101	1	4		
102	1	6		
103	1	10		
104 105		12 32		
106	1	14		
107	1	15		
108		21		
109 110	1	43 14		
110	1	25		
112	-	14		
113	3	33		
114	4	19		
115 116		29 13		
117	1	27		
118	1	9		
119	1	28		
120 121	1 3	13 9		
122	1	8		
123		7		
124		23		
125	1	15		
126 127	1	36 20		
128	3	37		
129	2	19		
130	2	35		
131 132	1 1	22 42		
133	1	8		
134	1	33		
135	1	17		
136 137	2	47 25		
138	1	30		
139	2	24		
140	_	63		
141 142	2	68 80		
142 143		80 118		
144	2	164		
145	2	79		
146		102		
147 148	1	69 26		
149	1	38		
150	3	8		
151		7		
152 153	13	1 2		
155 計	118	3, 017	110 合 計	86
		,	合 計	3, 331

(7) 小学校中学校教育職給料表

121 56 122 27 123 32 124 44 125 1 126 31 127 38 128 28 129 50 130 29 131 44 132 14 133 16 134 19 135 27 136 39 137 21 138 44 139 35 140 38 141 28 143 38 144 58 145 26 146 36 147 36 148 65 149 39 150 71 151 70 152 133 153 156 154 203 155 212 156 297 157 160	- 級 号給	1	2	3	4
122 27 123 32 124 44 125 1 41 126 31 127 38 128 28 129 50 130 29 131 44 132 14 133 16 134 19 135 27 136 39 137 21 138 44 139 35 140 38 141 28 142 50 143 38 144 58 144 58 145 26 146 36 147 36 148 65 149 39 150 71 151 70 152 133 153 156 154 203 155 212 156 297 </td <td></td> <td></td> <td>56</td> <td></td> <td></td>			56		
123					
124 44 125 1 126 31 127 38 128 28 129 50 130 29 131 44 132 14 133 16 134 19 135 27 136 39 137 21 138 44 139 35 140 38 141 28 142 50 143 38 144 58 145 26 146 36 147 36 148 65 149 39 150 71 151 70 152 133 153 156 154 203 155 212 156 297 157 160 158 182 159 126 160 59 161 64 162 21 163 5 164 8 165 17 #					
125					
126		1			
127			t e		
128 28 129 50 130 29 131 44 132 14 133 16 134 19 135 27 136 39 137 21 138 44 139 35 140 38 141 28 142 50 143 38 144 58 145 26 146 36 147 36 148 65 149 39 150 71 151 70 152 133 153 156 154 203 155 212 156 297 157 160 158 182 159 126 160 59 161 64 162 21 163 5					
130 29 131 44 132 14 133 16 134 19 135 27 136 39 137 21 138 44 139 35 140 38 141 28 142 50 143 38 144 58 145 26 146 36 147 36 148 65 149 39 150 71 151 70 152 133 153 156 154 203 155 212 156 297 157 160 158 182 159 126 160 59 161 64 162 21 163 5 164 8 165 17			28		
131	129		50		
132	130		29		
133	131		44		
134	132		14		
135	133		16		
136	134		19		
137 21 138 44 139 35 140 38 141 28 142 50 143 38 144 58 145 26 146 36 147 36 148 65 149 39 150 71 151 70 152 133 153 156 154 203 155 212 156 297 157 160 158 182 159 126 160 59 161 64 162 21 163 5 164 8 165 17 計 1 17 466	135		27		
138 44 139 35 140 38 141 28 142 50 143 38 144 58 145 26 146 36 147 36 148 65 149 39 150 71 151 70 152 133 153 156 154 203 155 212 156 297 157 160 158 182 159 126 160 59 161 64 162 21 163 5 164 8 165 17 計 1 7, 261 466 451	136		39		
139 35 140 38 141 28 142 50 143 38 144 58 145 26 146 36 147 36 148 65 149 39 150 71 151 70 152 133 153 156 154 203 155 212 156 297 157 160 158 182 159 126 160 59 161 64 162 21 163 5 164 8 165 17 計 1 7, 261 466 451					
140 38 141 28 142 50 143 38 144 58 145 26 146 36 147 36 148 65 149 39 150 71 151 70 152 133 153 156 154 203 155 212 156 297 157 160 158 182 159 126 160 59 161 64 162 21 163 5 164 8 165 17 計 1 7, 261 466 451			44		
141 28 142 50 143 38 144 58 145 26 146 36 147 36 148 65 149 39 150 71 151 70 152 133 153 156 154 203 155 212 156 297 157 160 158 182 159 126 160 59 161 64 162 21 163 5 164 8 165 17 計 1 7, 261 466 451	139		35		
142 50 143 38 144 58 145 26 146 36 147 36 148 65 149 39 150 71 151 70 152 133 153 156 154 203 155 212 156 297 157 160 158 182 159 126 160 59 161 64 162 21 163 5 164 8 165 17 計 1 7, 261 466 451	140				
143 38 144 58 145 26 146 36 147 36 148 65 149 39 150 71 151 70 152 133 153 156 154 203 155 212 156 297 157 160 158 182 159 126 160 59 161 64 162 21 163 5 164 8 165 17 計 1 7, 261 466 451					
144 58 145 26 146 36 147 36 148 65 149 39 150 71 151 70 152 133 153 156 154 203 155 212 156 297 157 160 158 182 159 126 160 59 161 64 162 21 163 5 164 8 165 17 計 1 7, 261 466 451					
145 26 146 36 147 36 148 65 149 39 150 71 151 70 152 133 153 156 154 203 155 212 156 297 157 160 158 182 159 126 160 59 161 64 162 21 163 5 164 8 165 17 計 1 7, 261 466 451					
146 36 147 36 148 65 149 39 150 71 151 70 152 133 153 156 154 203 155 212 156 297 157 160 158 182 159 126 160 59 161 64 162 21 163 5 164 8 165 17 計 1 7, 261 466 451					
147 36 148 65 149 39 150 71 151 70 152 133 153 156 154 203 155 212 156 297 157 160 158 182 159 126 160 59 161 64 162 21 163 5 164 8 165 17 計 1 7, 261 466 451					
148 65 149 39 150 71 151 70 152 133 153 156 154 203 155 212 156 297 157 160 158 182 159 126 160 59 161 64 162 21 163 5 164 8 165 17 計 1 7, 261 466 451					
149 39 150 71 151 70 152 133 153 156 154 203 155 212 156 297 157 160 158 182 159 126 160 59 161 64 162 21 163 5 164 8 165 17 計 1 7, 261 466 451					
150					
151 70 152 133 153 156 154 203 155 212 156 297 157 160 158 182 159 126 160 59 161 64 162 21 163 5 164 8 165 17 計 1 7, 261 466 451					
152 133 153 156 154 203 155 212 156 297 157 160 158 182 159 126 160 59 161 64 162 21 163 5 164 8 165 17 計 1 7, 261 466 451					
153 156 154 203 155 212 156 297 157 160 158 182 159 126 160 59 161 64 162 21 163 5 164 8 165 17 計 1 7, 261 466 451					
154 203 155 212 156 297 157 160 158 182 159 126 160 59 161 64 162 21 163 5 164 8 165 17 計 1 7, 261 466 451					
155 212 156 297 157 160 158 182 159 126 160 59 161 64 162 21 163 5 164 8 165 17 計 1 7, 261 466 451					
156 297 160 157 160 158 182 159 126 160 161 64 162 21 163 164 8 165 17 計					
157 160 158 182 159 126 160 59 161 64 162 21 163 5 164 8 165 17 計 1 7, 261 466 451					
158 182 159 126 160 59 161 64 162 21 163 5 164 8 165 17 計 1 7, 261 466 451					
159 126 160 59 161 64 162 21 163 5 164 8 165 17 計 1 7, 261 466 451					
160 59 161 64 162 21 163 5 164 8 165 17 計 1 7, 261 466 451					
161 64 162 21 163 5 164 8 165 17 計 1 7, 261 466 451					
162 21 163 5 164 8 165 17 計 1 7, 261 466 451					
163 5 164 8 165 17 計 1 7, 261 466 451					
164 8 165 17 計 1 7,261 466 451					
165 17 計 1 7,261 466 451					
計 1 7,261 466 451					
		1		466	451
■ 🖶 🖶 🗎 🐧	HI	1	1,201	合 計	8, 179

(8) 栄養職給料表

(学校に勤務する学校栄養職員に適用)

(単位		人)
(== 1/1	•	V)
(+ 1 1 / 1	•	/ 🗸 /

		101	仪木食	枫只().	四/11/	
級 号給	1	2	3	4	5	特 5
1						
2 3						
3						
4 5						
6						
6 7						
8						
9						
10 11						
12						
13						
14						
15						
16						
17 18						
19						
20						
21						
22						
23 24						
25						
26						
27						
28						
29 30						
31						
32						
33						
34						
35 36		1				
37						
38		1				
39						
40						
42						
43						
44 45						
46 47						
48			1			
49						
50						
51 52			1			
53			1			
54						
55						
56					2	
57 58					1	
59					1	
60			1			

級 号級	1	2	3	4	5	特	5
61							
62							
63							
64				2			-
65							1
66 67							1
67 68				1			1
69				1			1
70				-			-
71			1				
72			2				
73							
74							
75 76			1				
76 77							1
77 78			1				1
79			1				
80							
81							1
82							1
83							2
84 85							1 2 1 1 3
				ļ			1
86 87							3
88							
89							
90							
91							1
92 93							
93							5
94							
95							
96							
97 98							
99							
100							
101							
102							
103							
104							
105			 				
106 107							
107							
100							
110							
111							
112 113							
113							10
計	0	2	8	4	3 合 計		19 36
							ახ

(9)事務職給料表

(学校に勤務する事務職員に適用)

第10表 再任用職員の適用給料表別、級別人員 (1) フルタイム勤務職員

(1)) /	ルタ	イム	勤落	务職	貝									()	単位:人
	;	給 #	斗 表	<u>.</u>							級					
	,	η»μ 1	1 12			計	1	2	3	4	5	特5	6	7	8	9
亍	政	職	給	料	表	44			13	31						
公	安	職	給	料	表	43		3	8	31	1					
开	究	職	給	料	表	3			3							
医 }	療 職	給料	斗 表	(-	-)	0										
医 }	療 職	給料	斗 表	(=	_)	18					18					
医 :	療 職	給料	斗 表	(=	Ξ)	2				1	1					
畐	祉	職	給	料	表	0										
高领	等学村	交等す	教育 耶	裁給米	斗表	260	9	251						_		
小片	学校中	学校	教育	職給料	斗表	394		394								
栄	養	職	給	料	表	1			1							
事	務	職	給	料	表	32			32							
合		料	表		計	797										
		6	0歳			285										
		6	1歳			280										
		6	2歳			214										
		6	3歳			11										
Γ		6	4歳			7										

(2) 短時間勤務職員										(単位:人)
給料表						級					
和 竹 衣	昔	1	2	3	4	5	特5	6	7	8	9
行 政 職 給 料 表	125		5	22	98						
公 安 職 給 料 表	0										
研究職給料表	11			11							
医療職給料表 (一)	0						•				
医療職給料表 (二)	6				1	5					
医療職給料表 (三)	6					6					
福祉職給料表	1	1									
高等学校等教育職給料表	1		1						•		
小学校中学校教育職給料表	20		20								
栄養職給料表	0										
事務職給料表	0										
給料表計	170										
60歳	66										
6 1 歳	57										
6 2歳	47										
6 3歳	0										
6 4歳	0										

2 民間給与関係

令和4年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった本委員会の職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

(1) 調査の目的と時期

この調査は、職員の給与を検討するため、令和4年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

(2) 調査機関

本委員会、人事院並びに都府県、政令指定都市及び特別区の各人事委員会

(3) 調査の範囲

① 調査対象事業所(母集団事業所) 全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所845事業所

なお、本年は、新型コロナウイルス感染症に対処する厳しい医療現場の環境に鑑み、病院は調査 対象から除外した。

② 調査対象職種 54 職種(一般行政職相当職種22 職種 その他の職種32 職種)

(4) 調査対象の抽出

① 標本事業所の抽出 (3)の①に記載した事業所を、組織、規模、産業により 12 層に層化し、これらの層から 179 事業所を無作為に抽出し調査を行った。

調査完了事業所は、第11表のとおりである。

② 従業員の抽出 初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

(5) 集計

① 調査実人員は、一般行政職相当職種が7,159人(初任給関係429人、初任給関係以外6,730人)であり、その他の職種が191人(初任給関係0人、初任給関係以外191人)である。

なお、初任給関係以外の調査職種該当者の推定数は 35,696 人であり、このうち、一般行政職相当職種は 34,360 人である。

② 総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第11表 産業別、企業規模別調査事業所数

_						
産業	企業	規模 	規模計	500 人以上	100 人以上 500 人未満	50 人以上 100 人未満
産	業	計	事業所 160	事業所 67	事業所 56	事業所 37
農業,	林業、漁	業	0	0	0	0
鉱業, 技採 取 業		利業	10	3	3	4
製	造	業	89	37	36	16
	・熱供給・水道 ¢、運輸業,郵作		24	10	8	6
卸 売 業	,,赤壳	業	6	3	0	3
金融業,動産業,	物品賃貸		8	6	1	1
	学習 支 援 業 祉、サービス		23	8	8	7

- (注) 1 上記調査事業所のほか、企業規模、事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が2所、調査不能の事業所が17所あった。
 - 2 調査対象事業所 179 所から企業規模、事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所 2 所 を除いた 177 所に占める調査完了事業所 160 所の割合 (調査完了率) は、90.4%である。
 - 3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究,専門・技術サービス業」、「宿泊業,飲食サービス業」、「生活関連サービス業,娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業(他に分類されないもの)」(宗教及び外国公務に分類されるものを除く。)である。

第12表 民間における職種別、学歴別、企業規模別初任給

職種		学歴		企業規模計	500 人以上	100 人以上 500 人未満	50 人以上 100 人未満
		学 院 修 程 修	√ 片	円 216, 275	円 223, 038	円 211, 737	円 207, 771
新卒事務員	大	学	卒	199, 218	203, 560	198, 537	190, 984
	短	大	卒	179, 117	180, 982	178, 736	175, 964
	高	校	卒	166, 402	168, 773	164, 437	166, 507
	大学課	学 院 修 程 修	士了	221, 173	231, 855	211, 086	* 209, 480
新卒技術者	大	学	卒	205, 041	213, 133	201, 228	195, 348
	短	大	卒	181, 441	183, 221	180, 350	179, 789
	高	校	卒	169, 449	172, 184	167, 783	165, 257
	大岩課	芦 院 修 程 修	√	218, 689	227, 615	211, 423	208, 483
新卒事務員	大	学	卒	201, 816	207, 684	199, 837	192, 703
・技術者計	短	大	卒	180, 197	182, 083	179, 505	177, 239
	高	校	卒	167, 852	170, 637	165, 943	166, 033

- (注) 1 金額は、基本給のほか事業所の従業員に一律に支給される給与を含めた額であり、時間外手当、 家族手当、通勤手当等、特定の者にのみ支給される給与は除いている。
 - 2 「*」は、調査事業所が5事業所以下であることを示す。

第13表 民間における職種別給与額等

その1 給与比較の対象職種

				令和4年	4月分平:	均支給額	
		調査	平均	きまって			
聙	強 種 名	実人員	年 齢	支給する	うち時間外	(A) - (B)	備
			т др	給与(A)	チ当(B)	(II) (D)	
ļ ,				.,,,,			
		人	歳	円	円	円	構成員 50 人以上の支店(社)の長
	支 店 長	7	55. 2	590, 441	75	590, 366	(取締役兼任者を除く。)
	工場長	15	53. 5	719, 332	59	719, 273	構成員 50 人以上の工場の長
 						•	(取締役兼任者を除く。) 2課以上又は構成員 20人以上の部の長
	事務部長	152	52. 6	624, 404	880	623, 524	職能資格等が上記部の長と同等と認められる部 の長及び部長級専門職
							(取締役兼任者を除く。)
	技術 部長	138	53. 1	624, 072	3, 313	620, 759	同上
							前記部長に事故等のあるときの職務代行者
	事務部次長	54	51. 5	606, 951	164	606, 787	職能資格等が上記部の次長と同等と認められる 部の次長及び部次長級専門職
+			- 0.0		04 405		中間職(部長-課長間)
事	技術部次長	45	52. 3	577, 299	21, 425	555, 874	同上
務	事務課長	340	49.5	541, 915	4, 494	537, 421	2係以上又は構成員10人以上の課の長
•	7 W K	010	10.0	011, 010	1, 101	001, 121	職能資格等が上記課の長と同等と認められる課 の長及び課長級専門職
技	技術課長	422	50.2	520, 402	9,010	511, 392	同上
術							前記課長に事故等のあるときの職務代行者
関							課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者
係	事務課長代理	92	45. 1	483, 040	52, 835	430, 205	課長に直属し部下4人以上を有する者
職							職能資格等が上記課長代理と同等と認められる 課長代理及び課長代理級専門職
種	++-4년== 등 /N-2F	20	40.0	455 505	47, 000	410 105	中間職(課長-係長間)
	技術課長代理	60	49. 9	457, 767	47, 662	410, 105	同上
	事務係長	556	45. 3	431, 340	56, 881	374, 459	係の長及び係長級専門職
	技 術 係 長	644	44. 9	450, 101	76, 514	373, 587	同上
							係長等のいる事業所における主任
	事務主任	459	41. 3	351, 272	38, 694	312, 578	係長等のいない事業所における主任のうち、課長 代理以上に直属し、部下を有する者
	7 W T K	100	11.0	001, 212	00, 001	012, 010	係長等のいない事業所において、職能資格等が上 記主任と同等と認められる主任
	II the S						中間職(係長-係員間)
	技術主任	412	38.0	369, 231	73, 410	295, 821	同上
	事務係員	1,641	37.3	307, 744	37, 331	270, 413	
[技術係員	1,693	35. 7	326, 700	43, 896	282, 804	

- (注) 1 「中間職(部長-課長間)」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の 等級(格付)から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいう。
 - 2 「中間職 (課長-係長間)」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の 等級(格付)から職責が課長と係長の間に位置付けられる者をいう。
 - 3 「中間職(係長-係員間)」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の 等級(格付)から職責が係長と係員の間に位置付けられる者をいう。

その2 給与比較の対象外職種

その	2 紹子比較の	^1] 多 、 / [*] 14 14 14 14 14 14 14 14 14 14 14 14 14	生				
				令和4年	4月分平:	均支給額	
H.	戦 種 名	調査	平均	きまって			
4	取 但 石	実人員	年 齢	支給する	うち時間外	$(\mathbf{A})-(\mathbf{B})$	Vini 与
				給与(A)	手当(B)		
	大学学長・副	人	歳	円	円	円	
±4.	学長・学部長	2	63.0	699, 115	0	699, 115	
教	大学教授	23	62. 2	598, 973	0	598, 973	
育関	大学准教授	15	51.2	457, 469	367	457, 102	
係	大学講師	3	40.2	390, 473	0	390, 473	
職	大学助教	_	_			_	
種	高等学校校長	_	_			_	
1里	高等学校教頭	*	*	*	*	*	
	高等学校教諭	25	40.3	418, 911	9, 812	409, 099	
研	研究所長	*	*	*	*	*	構成員50人以上の所の長(取締役兼任者を除く。)
究	研究部(課)長	9	50.9	609, 311	0	609, 311	2室(係)以上又は構成員7人以上の部(課)の長
関	研究室(係)長	9	45. 4	485, 292	10, 452	474, 840	構成員3人以上の室(係)の長
係	主任研究員	21	44.8	428, 752	12, 388	416, 364	下記研究員より上位の者(研究所長の職名を有する者、上記研究部(課)長及び研究室(係)長を除く。)
職	研 究 員	34	36.6	353, 561	42, 531	311,030	
種	研究補助員	17	26. 7	293, 484	41, 174	252, 310	
技能	電話交換手	_	_	_		_	見習、外国語の電話交換手を除く。
・労務	自家用乗用 自動車運転手	2	52.0	293, 963	2, 423	291, 540	業務委託契約等に基づき、他の事業所において業 務に従事している者を除く。
関	守 衛	29	43. 1	392, 010	101, 185	290, 825	
係職種	用務員	_	_	_	_	_	

(注) 「*」は、調査実人員が1人の場合である(以下その3において同じ)。

その3 再雇用者

								令和4年	4月分平	均支給額			
聑	<u></u>	種		名	調	蜇	平 均	きまって				備	考
위티	Ж	俚		和	実人員	₫	年 齢	支給する	うち時間外	(A) - (B)		V用	45
								給与(A)	手当(B)				
事)	7	歳	円	円	円			
務	支店	長	• I	場長	>	k	*	*	*	*	_		
	事 務	•	技 術	部長		5	62.3	401, 047	0	401,047			
技	事務	• 5	支術部	7次長		5	64. 9	553, 867	128, 871	424, 995			
術	事 務	•	技 術	課長		8	61.7	454, 067	19, 965	434, 102		その1の備考欄参照	
関	事務・	技	術課長	長代理	_	_	_	_	_	_			
係	事 務	•	技 術	係長		7	63. 1	344, 821	47, 229	297, 592			
職	事 務	•	技 術	主任		3	64. 2	389, 606	44, 983	344, 623			
種	事 務	•	技術	係員	39	8	62.9	269, 840	12, 683	257, 158			

第14表 職員給与と民間給与との比較における役職の対応関係

職務の級	企業規模 500 人以上の事業所	企業規模 100 人以上 500 人未満の事業所	企業規模 50 人以上 100 人未満の事業所		
9級	支店長、工場長、部長、部次長				
8級	課長	支店長、工場長、部長、部次長			
7級	床文	义	支店長、工場長、部長、部次長		
6 級	課長代理	課長	大川及、工勿及、即及、即以及		
5級	株女八 生	床又	課長		
4級	係長	課長代理	課長代理		
3級	体区	係長	係長		
2級	主任	主任	主任		
1級	係員	係員	係員		

⁽注) 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者及び係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任については、係長に含めている。

第15表 民間における初任給の改定状況

	1	頁目	新規学卒者の		初任給の改定状況			
学歴		採用あり	増額	据置き	減額	採用なし		
大	学	卒	65.3%	(31.4%)	(66. 7%)	(2.0%)	34. 7%	
高	校	卒	47. 5%	(39.3%)	(60.7%)	(0.0%)	52. 5%	

- (注) 1 新規学卒者の採用の有無は、企業全体として見た場合の採用状況について集計したものである。
 - 2 ()内は、新規学卒者の採用がある事業所を 100 とした割合であるが、小数点以下第 2 位を四捨 五入しているため、その計が 100 とならない場合がある。

第16表 民間における給与改定の状況

役職具	段階	項目	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベース改定の 慣 行 な し
係		員	38.7%	7.6%	0.6%	53.0%
課	長	級	32.6%	12.5%	0.0%	54. 9%

- (注) 1 ベース改定の慣行の有無が不明及びベース改定の実施が未定の事業所を除いて集計した。
 - 2 係員及び課長級の割合は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、その計が100とならない場合がある。

第17表 民間における定期昇給の実施状況

	\	項目	定期昇給	定期昇給実	比			空 期目 公	定期昇給
役職	を職段階 制度あり		上 州 升 和 天 /	F 福美旭 増額 減額 変化な			定期昇給 中止	制度なし	
係		員	93. 1%	92. 2%	33. 2%	4. 2%	54.8%	0.9%	6.9%
課	長	級	80.5%	78. 7%	26. 3%	6.0%	46.4%	1.8%	19. 5%

第18表 民間における家族手当の支給状況

		事業所割合							
家族手当制度がある								84. 1%	
	配化	関者に家族手当を支給する				る	67. 1%		
	家族手当	制度がない	1						15. 9%
	扶養家族の	配			偶			者	12,624 円
	構 成 別	配	偶	者	と	子	1	人	18,845 円
	支給月額	配	偶	者	ک	子	2	人	24, 638 円

- (注) 1 家族手当制度の有無を回答した事業所を100とした割合である。
 - 2 家族手当制度がある事業所を 100 とした場合の配偶者に家族手当を支給する事業所の割合は 79.8%である。
 - 3 支給月額は、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所 について算出した。

第19表 民間における在宅勤務関連手当の支給状況

その1 在宅勤務の実施状況及び在宅勤務関連手当の支給状況

在宅勤務を	在宅勤務関連手当を	在宅勤務関連手当を	在宅勤務を
実施している	支給する	支給しない	実施していない
50.8%	(27.9%)	(72. 1%)	49. 2%

(注) () 内は、在宅勤務を実施している事業所を100とした割合である。

その2 在宅勤務関連手当の支給の検討状況

検討している	検討していない
14.4%	85. 6%

(注) 在宅勤務を実施している事業所のうち在宅勤務関連手当を支給しない事業所を 100 とした割合である。

第20表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

係	員	課身	長級	部長級(非役員)		
一定率(額)分	一定率(額)分 考課査定分		考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	
55. 9%	44.1%	47. 6%	52.4%	48.4%	51.6%	

第21表 民間における賞与等の支給状況

項目	区分	事務・技術等従業員	(参考) 技能・労務等従業員
平均所定内給与月額	下半期 (A1)	352, 798 円	297,847 円
平均加足的和子方領	上半期 (A2)	352, 129 円	302,064 円
賞与等の支給額	下半期 (B ₁)	761, 250 円	632,601 円
貝サ寺の又和領	上半期 (B ₂)	789, 989 円	650, 217 円
賞与等の支給割合	下半期 (B ₁ /A ₁)	2.16月分	2.12月分
貝サザツメ和削日	上半期 (B 2/A 2)	2.24月分	2.15月分
年間(7平均	4.40月分	4.27月分

⁽注) 下半期とは令和3年8月から令和4年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。 備考 職員の場合、現行の年間支給月数は、平均で4.30月である。

第22表 民間における定年制の状況

定年制あり	定年	定年制なし	
	60 歳	61 歳以上	
100.0%	84.6%	15. 4%	0.0%

⁽注) 定年制の有無を回答した事業所を100とした割合である。

第23表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給 与減額の状況

区分	項目 給与減額あり		給与減額あり	60 歳で減額	給与減額なし	
課	長	Ę	級	50. 1%	34. 7%	49. 9%
非	管	理	職	48.9%	34. 8%	51.1%

⁽注) 一定年齢到達時に常勤従業員の給与を減額する仕組みの有無を回答した事業所を 100 とした割合である。

第24表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所のうち、60歳で給与を減額している事業所における60歳を超える従業員の年間給与水準

課長級	非管理職
61.3%	71. 1%

⁽注) 標準的な常勤従業員が60歳になる前に受けていた年間給与水準を100とした場合に60歳を超えて受ける年間給与水準の割合である。

3 生計費関係

生計費の概要

標準的な生活の水準を求めるため、「家計調査」(総務省)等に基づき、令和4年4月の標準生計費を次の方法により費目別、世帯人員別に算定した。

(1) 標準生計費の費目

標準生計費は、次の5つの費目別に算定している。各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調 査等の大分類項目に対応する。

食 料 費……食料

住居関係費・・・・・・住居、光熱・水道、家具・家事用品

被服・履物費・・・・・被服及び履物

雑 費 I······保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽

雑 費 Ⅱ・・・・・・その他の消費支出(諸雑費、こづかい(使途不明)、交際費、仕送り金)

(2) 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

2人~5人世帯については、家計調査における令和4年4月の費目別平均支出金額(日数を365 12 日に、世帯人員を4人に調整したもの)に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。 なお、1人世帯については、全国の令和4年4月における1人世帯の各費目別標準生計費に、全 国と前橋市の令和4年4月の費目別平均支出金額の比を乗じて求めた。

(注) 家計調査の前橋市における集計世帯数は52世帯

第25表 費目別、世帯人員別標準生計費

(令和4年4月、前橋市)

	世帯人員					
費目		1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
		円	円	円	円	円
食料	斗 費	35, 900	45, 540	58, 250	71, 070	83, 790
住居関	月係 費	50, 190	89, 020	71, 030	53, 050	35, 060
被服•	履物費	7, 320	5, 050	7, 900	10, 750	13, 610
雑 費	₹ I	22, 890	37, 590	54, 050	70, 520	87, 130
雑	† Ⅱ	18, 000	33, 260	39, 520	45, 790	52, 050
竹竹口	+	134, 300	210, 460	230, 750	251, 180	271, 640

4 労働経済関係

第26表 労働経済指標

項目	① きまって支給する給与 (調査産業計)			② 総実労働時間数 (調査産業計)		③ きまって支給する給与 (調査産業計)			④ 総実労働時間数 (調査産業計)		⑤ 常 用 用 指 数		
			うち所知	定内給与		う 所定外 労 働 時間数			うち所定	三内給与		う デ 定 外 間 数	(調査産業計)
	全		!		国		群		馬		県		群馬県
年度・年月	(千円)	前年度比 ・ 前 年 同 月 比 (%)	(千円)	前年度比 ・ 前 年 同 月 比 (%)	(時間)	(時間)	(千円)	前年比 ・前年 同月比 (%)	(千円)	前年比 ・前年 同月比 (%)	(時間)	(時間)	前年度比 ・ 前 年 同 月 比 (%)
令和2年度	293. 3	△ 1.0	271. 5	0. 1	140.0	10. 6	270. 1	0.6	246. 6	2. 5	144. 4	11. 9	△ 4.6
令和3年度	298. 2	1.7	274. 4	1. 1	142.5	11. 7	270. 9	0.3	249. 1	1. 0	147.8	12.8	1.8
令和3年4月	300.3	1.6	275. 9	1. 1	150. 4	12. 1	272.8	0.3	249. 9	0.2	155. 9	13. 6	4.0
5月	294. 9	2. 6	272. 1	1. 4	136. 0	11. 1	269. 6	1. 9	248. 6	1. 1	138. 9	12. 1	3. 4
6月	297. 2	2. 1	274. 4	0.8	146. 9	11. 4	271.8	0.8	250. 9	0. 4	154. 0	12. 7	2. 4
7月	297. 7	1. 7	274. 0	0.7	146. 9	11. 9	271. 9	1. 7	249. 6	1. 7	153. 4	13. 5	4. 0
8月	295. 0	1. 3	271. 9	0.7	135. 8	10. 9	268. 3	0. 3	247. 8	1. 1	137. 0	11. 7	2. 1
9月	296. 3	1. 2	273. 6	0. 7	141. 4	11. 3	271. 1	△ 0.1	250. 4	1. 0	146. 5	12. 8	1. 4
10月	298. 6	0.8	275. 1	0.5	144. 8	11. 7	272. 8	△ 0.2	251.0	1. 5	148. 7	12. 4	1. 4
11月	298. 0	1. 3	273. 9	1. 0	145. 8	12. 1	274. 0	1. 2	251. 2	2. 5	151. 6	13. 2	5. 9
12月	298. 6	1. 2	273. 7	0. 7	144. 5	12. 3	273. 3	△ 0.7	250. 1	0. 1	149. 9	13. 6	6. 2
令和4年1月	298. 9	2. 0	274. 7	1.8	136. 9	11. 8	276. 1	3. 5	254. 9	4. 1	138. 6	12. 8	1. 3
2月	299. 5	2. 3	275. 2	1. 9	136. 6	11. 9	277. 6	3. 5	255. 1	3. 5	141. 2	12. 8	1. 6
3月	304. 0	2. 2	278. 9	1. 9	144. 5	12. 6	279. 3	3. 3	255. 8	3. 0	149. 1	13. 6	1. 7
4月	307. 9	2. 5	281. 9	2. 2	149. 0	12. 9	285. 5	4. 7	261. 1	4. 5	155. 2	15. 4	2. 5
5月	301. 2	2. 2	277. 2	1. 9	137. 6	11. 7	280. 4	4. 0	258. 0	3.8	140. 8	13. 6	1. 3
6月	304. 0	2.3	280. 0	2. 1	140.0	10. 6	281. 8	3. 7	258. 1	2.8	155. 0	14. 2	3. 0
資料出所	厚生労働省「毎月勤労統計調査」						群馬県総務部 「毎月勤労統計調査地方調査」						

⁽注) 1 ③及び⑩は平成27年基準、①、⑤、⑦、⑧及び⑨は令和2年基準(⑦、⑧及び⑨の令和2年度は平成27年基準)である。

² ①、②、③、④及び⑤は事業所規模30人以上の数値である。 3 ③、④、⑦及び⑩の令和 2 年度、 3 年度の欄は、それぞれ令和 2 暦年、 3 暦年の数値である。

⑥ 有 効 倍 (季節訓	求 人 率	7			消 費 (名	支 出目)				8 消費者 指 (総	者物価 数 合)	9 国企物指	① 鉱工業 生 指 数
(1 144)	, <u>1</u>	二人以上の世帯				うち勤労者世帯					υ /	711 30	
全 国	群馬県	全	国	前	橋	全	玉	前	橋	全 国	前橋	全 国	群馬県
(倍)	(倍)	(千円)	前年比 ・前年 同月比 (%)	(千円)	前年比 ・前年 同月比 (%)	(千円)	前年比 ・前年 同月比 (%)	(千円)	前年比 ・前年 同月比 (%)	前年度比 ・ 前 年 同 月 比 (%)	前年度比 ・ 前 年 同 月 比 (%)	前年度比 ・ 前 年 同 月 比 (%)	前年比 ・前年 同月比 (%)
1. 10	1. 18	277. 9	△ 5.3	289. 1	8. 0	305.8	△ 5.6	331. 4	13. 3	△ 0.2	△ 0.5	△ 1.5	△ 7.1
1. 16	1. 32	279. 0	0.4	286.6	△ 0.9	309. 5	1.2	311.3	△ 6.1	0. 1	0.0	7. 0	3. 4
1. 09	1. 21	301.0	12. 4	279. 6	0. 5	338. 6	11.5	302. 2	△ 10.1	△ 1.1	△ 1.3	3. 5	△ 10.0
1. 10	1. 23	281. 1	11. 5	293. 7	29. 9	317. 7	13. 1	313. 0	22. 2	△ 0.8	△ 0.8	4.8	44. 7
1. 13	1. 28	260. 3	△ 4.9	305. 2	△ 0.5	281. 2	△ 5.8	335. 1	△ 7.4	△ 0.5	△ 0.6	4. 9	32. 4
1. 14	1. 32	267. 7	0.3	314.3	△ 1.0	302.8	4.9	382. 1	4. 2	△ 0.3	△ 0.3	5. 6	8. 7
1. 15	1. 32	266. 6	△ 3.5	265. 1	△ 26.6	294. 1	△ 3.4	306. 3	△ 29.9	△ 0.4	△ 0.3	5. 6	△ 9.9
1. 15	1. 34	265. 3	△ 1.7	252. 5	△ 18.0	295.8	△ 2.8	235. 2	△ 35.6	0. 2	0.2	6. 2	△ 15.5
1. 16	1. 34	282. 0	△ 0.5	275.8	△ 1.1	312. 7	0.1	280. 1	△ 9.3	0. 1	0.4	8. 0	8. 3
1. 17	1. 32	277. 0	△ 0.6	298. 5	16.8	304. 2	△ 0.4	333. 8	16. 4	0.6	0.8	8. 9	3. 4
1. 17	1. 31	317. 2	0.7	353. 5	24. 6	344. 1	3. 1	396. 9	29. 7	0.8	0.4	8. 6	△ 6.6
1. 20	1. 38	287. 8	7. 5	302.0	23. 3	314. 4	5. 6	351. 1	31. 1	0.5	△ 0.1	9. 0	26.8
1. 21	1. 40	257. 9	2. 2	320. 9	28. 4	285. 3	1. 6	370. 9	44. 5	0.9	0.3	9. 4	△ 4.5
1. 22	1. 37	307. 3	△ 0.8	431. 1	40. 4	343. 7	△ 0.1	528. 9	62. 1	1. 2	1. 1	9. 3	△ 0.7
1. 23	1. 40	304. 5	1. 2	338. 6	21. 1	344. 1	1. 6	408. 4	35. 1	2. 5	2. 5	9. 9	9. 4
1. 24	1. 46	287. 7	2. 4	340. 3	15. 9	315. 0	△ 0.9	424. 7	35. 7	2. 5	2. 2	9. 3	26. 9
1. 27	1. 50	276. 9	6. 4	306.0	0. 3	300. 5	6. 9	358. 9	7. 1	2. 4	2. 2	9. 4	△ 2.5
厚生労働省 「職業安定 業務統計」 総務省 「家計調査」								日本銀行「企業物価数」	群馬県 総務馬県 新馬業 指 数」				

5 人事院勧告等の概要

(1) 給与勧告の骨子

給与勧告の骨子

- 本年の給与勧告のポイント
 - ~3年ぶりに月例給、ボーナスともに引上げ~
 - ① 民間給与との較差(0.23%)を埋めるため、初任給及び若年層の俸給月額を引上げ
 - ② ボーナスを引上げ(0.10月分)、民間の支給状況等を踏まえ勤勉手当に配分

I 給与勧告制度の基本的考え方

- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 公務の給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水 準に準拠して定めることが最も合理的

Ⅱ 民間給与との比較に基づく給与改定等

1 民間給与との比較

約11,800 民間事業所の約45万人の個人別給与を調査(完了率83.2%)

- **〈月 例 給〉**公務と民間の4月分の給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、 学歴、年齢を同じくする者同士を比較
 - 民間給与との較差 921円 (0.23%)

[行政職俸給表(一)適用職員…現行給与 405,049 円、平均年齢 42.7 歳]

[改定の内訳:俸給 818円 はね返り分(注)103円](注)俸給の改定により諸手当の額が増減する分

〈ボーナス〉昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績(支給割合)と公務の年間 の平均支給月数を比較

○ 民間の支給割合 4.41月〔公務の平均支給月数 4.30月〕

2 給与改定の内容と考え方

〈月 例 給〉

- 〇 俸給表
 - ① 行政職俸給表(一)

民間企業における初任給の動向等を踏まえ、総合職試験及び一般職試験(大卒程度)に係る初任給を 3,000 円、一般職試験(高卒者)に係る初任給を 4,000 円引上げ。これを踏まえ、20 歳台半ばに重点を置き、初任の係長級の若手職員にも一定の改善が及ぶよう、30 歳台半ばまでの職員が在職する号俸について改定

(平均改定率:全体 0.3%[1級 1.7%、2級 1.1%、3級 0.2%、4級・5級 0.0%、6級 以上は改定なし])

② その他の俸給表

行政職俸給表(一)との均衡を基本に改定(専門スタッフ職俸給表及び指定職俸給表は改定なし)

〈ボーナス〉

民間の支給状況に見合うよう引上げ 4.30 月分→4.40 月分

民間の支給状況等を踏まえ、勤務実績に応じた給与を推進するため、引上げ分を勤勉手当に配 分。その一部を用いて上位の成績区分に係る原資を確保

(一般の職員の場合の支給月数)

		6月期	12 月期
令和4年度	期末手当	1.20月 (支給済み)	1.20月(改定なし)
	勤勉手当	0.95月 (支給済み)	1.05 月(現行0.95月)
5年度	期末手当	1. 20 月	1. 20 月
以降	勤勉手当	1.00月	1.00月

〈実施時期〉

•月 例 給:令和4年4月1日

・ボーナス:法律の公布日

3 その他の取組

(1) 博士課程修了者等の初任給基準の見直し

博士課程修了者等の処遇を改善するため、本年中に初任給基準の改正を行い、令和5年4月 から実施

(2) テレワークに関する給与面での対応

テレワークの実施に係る光熱・水道費等の職員の負担軽減等の観点から、テレワークを行う 場合に支給する新たな手当について、具体的な枠組みを検討

4 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備

能率的で活力があり、一人一人が躍動できる公務組織の実現に向けて、公務員人事管理に関する報告で述べた様々な取組を進める中で、給与面においても、下記の課題に対応できるよう、給与制度のアップデートに向けて一体的に取組

令和5年に骨格案、令和6年にその時点で必要な措置の成案を示し、施策を講ずることを念頭。また、定年引上げ完成を見据えた更なる措置等に向けて、その後も対応

【給与上対応すべき課題】

- ・ 若い世代の誘致・確保
- ・積極的な中途採用や機動的で柔軟な配置・登用のニーズ
- ・採用者の年齢・経歴や採用後の キャリアパスの多様化
- ・働き方が多様化する中での職員 の活躍支援や公務組織の全国展 開の体制確保等の要請

【取組事項】

- ・若年層を始めとする人材の確保等の観点を踏まえた 公務全体のあるべき給与水準
- ・多様な人材の専門性等に応じた給与の設定
- ・65 歳定年を見据えた 60 歳前・60 歳超の給与カーブ
- ・初任層、中堅層、管理職層などキャリアの各段階に おける能力・実績や職責の給与への的確な反映
- ・定年前再任用等をめぐる状況を踏まえた給与
- ・社会や公務の変化に応じた諸手当の見直し

-37-

(2) 公務員人事管理に関する報告の骨子

公務員人事管理に関する報告の骨子

令和4年給与勧告に併せて、公務員人事管理に関する報告を行った。報告では、以下の1から3までの三つの課題認識とそれぞれの対応策を示した。概要は以下のとおり。

1 人材の確保

【課題】

民間企業等との人材獲得競争がし烈になる中で採用試験申込者数が減少傾向にあり、採用試験の在り方の見直しは喫緊の課題。また、多様な経験・専門性を有する民間人材の円滑な採用のため、運用面・制度面の課題の解消にスピード感を持って取り組む必要

【対応】

(1) 採用試験の見直し

受験者の利便性を向上し申込者数を増加させるため、総合職春試験の実施時期の前倒し、教養区分の受験可能年齢引下げ及び試験地追加、合格有効期間の延伸、その他受験しやすい採用試験の実現等について検討を進め、令和4年度内に方針を決定

また、総合職大卒程度試験(教養区分以外)及び一般職大卒程度試験の受験可能年齢引下 げ、一般職大卒程度試験の新区分創設、総合職院卒者試験の受験資格見直しについて検討を進 め、令和5年度内を目途に方針を決定

(2) 民間との人材交流の円滑化

民間人材活用促進のため、高度デジタル人材に係る特定任期付職員の採用及び本府省の課長級・室長級への一般任期付職員の採用について基準を明示し、各府省限りで採用できる範囲を拡大。給与決定について、現行制度上可能な柔軟な取扱いの明文化を始め、運用・制度の両面で各府省を支援。官民人事交流について交流基準の見直しを検討

2 人材の育成と能力・実績に基づく人事管理の推進等

【課題】

職員の能力を引き出し、組織のパフォーマンスを最大限発揮するためには、職員の能力・適性等を考慮した育成、人事評価結果の任用・給与等への適切な反映が重要。また、職員がキャリアを自律的に考えられるよう、人事当局によるキャリアパスモデルの提示、成長機会の積極的な付与、管理職員による部下職員との適切なコミュニケーションが必要

【対応】

(1) 研修を通じた人材の育成

マネジメント能力向上のため、課長級行政研修のコース新設や係長級等の基礎教材作成。若年 層等のキャリア形成支援の研修を充実。民間人材が早期に公務になじみ能力発揮できるよう研修 教材等を充実。管理職員への研修等で女性登用に係る意識改革を推進

(2) 能力・実績に基づく人事管理の推進等

人事評価制度の見直しを踏まえ、能力・実績ある人材の登用やメリハリのある処遇がなされるよう制度周知。納得感のある人事管理推進のため、管理職員の評価・育成能力向上に向けて各府省の研修を支援

3 勤務環境の整備

【課題】

職員のWell-being 実現等に向けた職場環境整備が肝要。このため、働き方改革の推進は急務であり、中でも長時間労働の是正は人材確保の観点からも喫緊の課題。また、場所・時間を有効活用できるテレワークが広がっており、ライフスタイルが多様化する中、柔軟な働き方に対応した勤務時間制度の整備が必要。さらに、民間で健康経営が進展する中、職員の健康管理等を進める必要

【対応】

(1) 長時間労働の是正

新設の勤務時間調査・指導室において客観的記録を基礎とした超過勤務時間の適正な管理を指導。他律部署・特例業務の範囲や医師の面接指導の徹底に関する指導、管理職員のマネジメントに関する助言のほか、デジタルの活用など業務見直しの好事例を横展開

業務量に応じた定員・人員確保の必要性を指摘。定員管理担当部局に対して必要な働きかけ。 国会対応業務について、質問通告の早期化、オンラインの対応は超過勤務の縮減に寄与。引き続き国会等の理解と協力を切願

(2) テレワーク等の柔軟な働き方に対応した勤務時間制度等の検討

学識経験者による研究会の中間報告で提言されたフレックスタイム制及び休憩時間制度の柔軟化を速やかに措置。テレワークや勤務間インターバル確保の方策、更なる柔軟な勤務時間制度等について本年度内を目途に結論を得るべく研究会で引き続き検討

(3) 健康づくりの推進

職員の健康増進を担う各府省の健康管理体制の充実を検討するため、官民の実態等を調査。ストレスチェックの更なる活用を促進。「こころの健康相談室」のオンライン相談窓口を拡充

(4) 仕事と生活の両立支援

不妊治療のための出生サポート休暇や育児休業等の制度を利用しやすい環境整備のため、不妊治療に関するイベントの開催や研修教材の提供等により周知啓発、各府省を支援。介護や学び直しに関し、介護休暇や自己啓発等休業制度等に係る調査研究

(5) ハラスメント防止対策

幹部・管理職員向け研修を組織マネジメントの観点も反映して見直し、令和5年度から実施。 各府省担当者の専門性向上や迅速・適切な事案解決のための相談体制の整備に向けて実情・課題 を把握、対応を検討